

第1回クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

令和2年9月23日（水）午後1時から午後3時まで

2 場所

三田共用会議所大会議室

3 有識者委員

江田 明弘	公益社団法人日本P T A全国協議会副会長
奥本 一法	一般社団法人全日本クロスボウ協会会長
木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
鈴木 範夫	日本ボウガン射撃協会常任理事
高崎 玄太郎	弁護士・T&Tパートナーズ法律事務所
藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

4 警察庁出席者

小田部 耕治	生活安全局長
檜垣 重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
小堀 龍一郎	生活安全局保安課長

5 議事概要

(1) 生活安全局長挨拶

小田部生活安全局長から、開会の挨拶があった。

(2) 座長選出

藤原委員が座長に選出された。

(3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(4) 関係団体からの説明

一般社団法人全日本クロスボウ協会及び日本ボウガン射撃協会から資料に基づいて説明があった。

(5) 自由討議

クロスボウの危険性等について確認されるとともに、主としてクロスボウの規制の要否について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 規制の要否について

- クロスボウが簡単に入手できるというのは怖い。一般の方々は、クロスボウの殺傷能力が高いことをあまり知らないのではないか。こうした中で、興味本位でクロスボウを手に入れる人が増えると非常に怖いので、何らかの規制は必要だと思う。

- クロスボウのようなものが比較的簡単に手に入ることは非常に危険だと思う。クロスボウを使用する人の側に問題があるとは思いますが、一方で、クロスボウが比較的持ち運びやすく、簡単に使用できること、そして、使用中で使用方法がエスカレートしていくということは誰しもあり得ることを考えると、何らかの規制をかけた方がよいと思う。
- 殺傷能力があるものは危険な武器ではあるが、直ちにそれが事件に使用されることにはならない。クロスボウが使用された事件が起こり始めたのは10年から15年くらい前からだと思うが、事件が報道された後にそれを模倣した事件が起こることが結構あったので、そうした事件を起こすような人がクロスボウを買えないようにするために規制をすることには賛成である。
- 一般の方々が犯罪に巻き込まれないためだけではなく、クロスボウ協会やボウガン射撃協会がより健全に発展していくためにも、クロスボウの正しい使い方を広めるべきだし、クロスボウを悪用するような人が手に入れることができないような規制をしていくべきだと思う。
- 青少年育成条例の目的は青少年の保護であるが、今後何らかの規制をかける場合の目的はクロスボウを使用した犯罪の被害者を出さないことであり、両者は目的が異なる。
- クロスボウに規制が必要かどうかを考える際には、殺傷能力の高さと社会的有用性のバランスを考える必要がある。クロスボウは、確かにスポーツとして長い歴史はあるが、包丁のように日常生活において役に立つ道具として使われているものではない。殺傷能力の高さと包丁ほどの社会的有用性はないということを考えれば、何らかの規制があってもおかしくないのではないか。
- 競技用のクロスボウをそれ以外のクロスボウと区別して考えていただきたい。競技用のクロスボウについても、ある程度の規制は必要かもしれないが、競技用のクロスボウとそれ以外のクロスボウを一緒くたに考えてほしくない。
- 競技でクロスボウを使用する人が、安全性に非常に配慮して競技を続けることについては、社会的有用性が高く配慮しなければいけない。一方、レジャーでクロスボウを使用する人が一定程度いるが、ピストルクロスボウでさえ殺傷能力があり、至近距離で武器として使うことができる。殺傷能力の高さと社会的な有用性が包丁等に比べると低いことからすると、競技用以外のクロスボウについては、何らかの規制を考えていくべき。
- 射撃団体が諸対策に取り組んでいることは分かるが、例えば、スポーツカーであっても公道を走れば道路交通法の規制を受けるように、規制の仕方はいろいろとあること

を念頭に議論する必要があるだろう。

- 一定以上の殺傷能力があるクロスボウについては、射撃競技、動物麻酔、鯨の調査といった現在使われている社会生活上の用途に限ることとしてはどうか。殺傷能力がない一定以下の威力のクロスボウについては、誰でもレジャーで使えるものとしてもよいのではないか。
- クロスボウ射撃競技については、国際大会ではフィールド競技とマッチ競技の2種目がある。フィールド競技はアーチェリーに近く、マッチ競技はライフル競技に近い。マッチ競技で使用するクロスボウは弦を引く力が180ポンドくらいある。日本にもマッチ競技の選手が何人かいるため、ポンド数だけを基準に規制されてしまうと、マッチ競技が日本国内で普及できなくなってしまう。規制がかけられたとしても競技としては利用できるというようにしていただきたい。

イ 使用、販売等の規制について

- クロスボウについて、誰もが、どこでも、どのような方法でも使用できるのは非常に危ない。例えば、許可を受けた行為以外はクロスボウを使用できないようにする必要があるのではないか。また、親が持っているクロスボウを青少年が手にしてしまった場合、青少年育成条例では防ぐことができない。例えば、誰もがすぐに目に付くところにクロスボウを置いてはいけないといった規制もすべきではないか。
- インターネット販売により、誰でもクロスボウを手に入れることができる。クロスボウが身近にあるから犯罪に使用してしまうということは否定できないのではないか。
- インターネット販売については、単に時代の変化であり、販売のチャンネルが変わっただけだと思う。クロスボウを使用した事件の発生の直接の原因になるとは思えない。事件を起こすような人に購入させないということが肝になるのではないか。
- クロスボウの販売方法については、ほとんどがインターネット販売とのことであり、業界において自主規制をかけているようだが、事実上、全く規制なく簡単に手に入れることができるというのは危険だと思う。インターネット販売自体が悪いわけではないが、インターネット販売が常態化していることに合わせた何らかの手当てが必要ではないか。
- インターネット販売は、対面販売と比較して、セキュリティや本人確認がどうかといった議論を深めていかなければいけない。

ウ その他

- クロスボウはボウガンとも言われるが、確かに「ガン」であり、規制を受けている銃とどこが違うのだろうかという印象である。

- クロスボウ所持者のうち、全日本クロスボウ協会の会員となっている方はかなり少ないと思われる。
- もし国が規制を行う場合には、全日本クロスボウ協会の業務は安全指導に特化することになるだろう。
- エアガンやアーチェリーといったクロスボウに類似する商品について、危険度は違うと思うが、その取扱いや規制がどうなっているかも参考にできればと思う。
- 同じ弓具類として、アーチェリーや弓道の弓が使用された事件について教えてほしい。
- 矢の形状によっても殺傷能力が変わってくるように感じた。殺傷能力が高い形状の矢については、何らかの規制が必要になるのではないかと感じた。